

岐阜県公報

目次

告示

岐阜県議会の定例会の変更
平成二十二年第五回岐阜県議会定例会の招集

(財政課) 一
(同) 一

岐阜県告示第五百八十号

岐阜県議会の定例会(昭和四十四年岐阜県告示第七十九号)の規定により平成二十二年十一月に招集することとしている岐阜県議会定例会は、当該規定にかかわらず、十一月に招集する。

平成二十二年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百八十号の二

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百一条第二項の規定により、平成二十二年十一月二十九日に平成二十二年第五回岐阜県議会定例会を岐阜県議会議事堂に招集する。

平成二十二年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

告示

号外 (一) 平成二十二年十一月二十二日

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) (金曜日) 発行 (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十二年十一月二十二日

平成二十二年十一月二十二日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター